

**2021 年度**  
**一般社団法人日本社会福祉学会**  
**関東部会研究大会**

**自由研究報告**  
**抄録集**

**開催日：2022年3月13日（日）**  
**会場：オンライン（Zoom）**

2021年度日本社会福祉学会関東部会研究大会自由研究報告

座長	分科会	時間	部門	報告者（筆頭）	所属	演題（主題）
根岸 弓 环 洋一	第1分科会	09:30～09:55	萌芽的研究報告部門	松村 智史	東京都立大学	生活困窮世帯の子どもの学習支援の「質」に関する一考察
		10:00～10:50	研究報告部門	岩田 千亜紀	東洋大学	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける障害のある性暴力被害者支援の現状と課題
		10:55～11:45	研究報告部門	陶 嘉禎	早稲田大学大学院	若年層におけるデートDVの実態
豊田 宗裕 佐藤 惟	第2分科会	09:30～09:55	萌芽的研究報告部門	李 艶舒	早稲田大学大学院	中国における留守児童に対するソーシャルワーカーの役割
		10:00～10:50	研究報告部門	清水 潤子	武蔵野大学	社会開発とファンディング
		10:55～11:45	研究報告部門	木口 恵美子	鶴見大学短期大学部	總持寺社会事業に関する研究
中島 修 西田 恵子	第3分科会	09:30～09:55	萌芽的研究報告部門	呉羽 かおる	東洋大学大学院	食事サービス活動における生活支援の困りごとへの対応プロセスの研究
		10:00～10:50	研究報告部門	増田 幸弘	日本女子大学	アイルランドにおけるエイジフレンドリーシティ（Age-friendly Cities and Communities）の展開
		10:55～11:45	研究報告部門	金 碩浩	山梨県立大学	コロナ禍における大学生の生活実態分析及び支援課題の検討
岡田 哲郎 贄川 信幸	第4分科会	09:30～09:55	萌芽的研究報告部門	渡辺 修宏	国際医療福祉大学	プレアルコホリック間自己報告に基づくハームリダクションとアフターケア
		10:00～10:25	萌芽的研究報告部門	濱田 唯	上智大学大学院	精神障害者が語る「地域」というメタファー
		10:30～11:20	研究報告部門	原田 玄機	日本学術振興会／東京大学大学院	障害者作業所の制度化はいかにして進んだか
成田 すみれ 渡邊 浩文	第5分科会	09:30～09:55	実践報告部門	小幡 知史	樹の子クラブ	援助者が直面する療育における倫理的ジレンマ
		10:00～10:25	実践報告部門	粟井 小枝	国際医療福祉大学大学院	統合失調症者による妄想へのコーピングスキルの検討
		10:30～10:55	萌芽的研究報告部門	打越 友実	神奈川県立保健福祉大学	1920年代の自己決定概念に関する研究
		11:00～11:25	萌芽的研究報告部門	小林 理	東海大学	社会的養護における人材育成に関する研究
		11:30～11:55	萌芽的研究報告部門	新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学	社会的養護における研修に関する研究

## 萌芽的研究報告部門

### 生活困窮世帯の子どもの学習支援の「質」に関する一考察に関する一考察

#### ——生活モデルと QOL の視点から——

所属：東京都立大学人文科学研究科博士研究員 氏名：松村智史(009043)

[キーワード] 学習支援、生活モデル、QOL

#### 1. 研究目的

生活困窮世帯の学習支援は、量的拡大はしているが、その「質」について議論や考察が深められておらず、先行研究の整理も不十分である。ドナベディアン<sup>1</sup>の医療の質の枠組みに準拠し、「構造」、「過程」、「結果」の3つの側面から生活困窮世帯の学習支援の「質」を検証するモデルと視座を構築する。

#### 2. 研究の視点および方法

上述のように、学習支援を「構造」、「過程」、「結果」の3つの側面に分節化した上で、分析の視点として、生活モデルとQOLの2つの観点に立脚する。まず、1点目は、生活モデルに依拠した視点である。学習支援は、2019年度から「学習・生活支援事業」となり、学習のみならず生活支援を含み、いわゆる生活モデルと親和性があるものとなっている。2点目として、「学習・生活支援事業」で目指されるものは、学習にとどまらず、ウェルビーイングをなすQOLである。かかる視点から、本報告では、先行研究のレビューを踏まえて、生活困窮世帯の学習支援の「質」を検証するモデルや視座を構築する。

#### 3. 倫理的配慮

「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」確認、配慮（適切な引用等）をした。

#### 4. 研究結果

学習支援を「構造」、「過程」、「結果」に分節化した上で、先行研究をあてはまると、「結果」に相当する研究が徐々に現れ始めているものの、十分なものではなかった。さらに、「構造」、「過程」の研究はほとんど見られず、全体として捉えるモデルや視点もなかったため、本研究では、それらの構築を行った。

#### 5. 考察

学習支援は、学習・生活支援事業という名称が示すように、学習だけに着目するのではなく、いわゆる生活モデルの観点から、利用者の子どもや世帯の生活支援を行うことが鍵となる。そのため、従来、学習に特化していたような団体であっても、「結果」について学力以外の多面的なものとして捉えることや、「構造」、「過程」についても充実を図ることが、学習支援の「質」の向上には欠かせない。この点、先行研究の蓄積が十分でないことがわかった。他方で、全体として学習支援を捉える視点が重要となる。

今後、各側面に関する研究が重要になると同時に、一側面だけでなく、全体として、学習支援をより「質」の高いものにするには、生活モデルに準拠しつつ、利用者の子どもや世帯の生活支援から、QOLの向上につながるものであり、学習支援の社会福祉のモデルとして可能性や広がりを示すものといえる。

## 研究報告部門

# 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける 障害のある性暴力被害者支援の現状と課題

## —障害のある性暴力被害者への相談支援のあり方についての考察—

東洋大学 岩田 千亜紀 (008828)

[キーワード] 障害のある性暴力被害者、ワンストップ支援センター、相談支援

### 1. 研究目的

性暴力被害のもたらす身体的・精神的影響は大きく、深刻な人権侵害を及ぼしている。日本においては、海外のワンストップ支援センターを参考に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（以下、ワンストップ支援センター）が2010年代以降に各地で設置されてきた。以後、2018年10月までに、47都道府県において一か所以上のワンストップ支援センターが設置されている。

近年、障害者は性暴力被害を受けることが多い一方で、被害が潜在化しやすいことが指摘されている。このような指摘を受けて、2020年6月に政府が定めた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、障害のある性暴力被害者に対する施策が盛り込まれた。このように、障害のある性暴力被害者への支援体制の強化は、喫緊の課題である。なお、内閣府男女共同参画局（2020）はワンストップ支援センターの体制強化に向けて、支援の実態や課題を把握することを目的とした「支援状況等調査」の結果を公表した。しかし、同調査では、障害のある性暴力被害者へのワンストップ支援センターでの相談支援の現状と課題については明らかにされていない。そのため、特に障害のある性暴力被害者へのワンストップ支援センターでの相談支援の現状と課題を明らかにすることを通じて、障害のある性暴力被害者への支援のあり方について考察することを目的として、本研究を実施した。

### 2. 研究の視点および方法

調査対象は、47都道府県に設置されている全国52か所のワンストップ支援センターである。調査方法は、自記式によるアンケート調査である。アンケート調査では、ワンストップ支援センターの運営体制や支援体制のほか、障害のある性暴力被害者に関する相談の経験、相談件数や受付状況、被害者の属性、被害状況、支援状況や連携状況、支援の課題等について質問を行った。なお、本調査における「障害者」とは、障害者基本法第二条第1項が定義しているものである。調査は無記名とし、個人や団体が特定されないように配慮することを明記した。郵送もしくは電子メールによりアンケート用紙および調査依頼書を送付した。データ収集期間は、2021年7月8日～8月11日であった。集計結果については単純集計を行った。自由記述については、質的分析ソフト NviVo を用いて整理し、カテゴリ化を行った。

### 3. 倫理的配慮

調査の実施にあたり、東洋大学大学院社会福祉学研究科研究等倫理委員会の承認を得た上で実施した（承認番号 2021-4S）。調査依頼書では、研究目的や方法、結果の処理について説明を行い、調査協力は自由意志によるものとし、調査への協力の有無による不利益を被ることがないことを説明した。協力は任意であることを説明し、調査協力については質問票に記入して送付することで了承を得ることとした。

### 4. 研究結果

本調査の質問票の回収率は56.3%（48か所中27か所）であった。そのうち、有効回答は25か所（52.0%）であった。

本調査に回答したワンストップ支援センターのうち、障害のある性暴力被害者に関わった経験が「ある」と回答したセンターは8割であった。また、障害のある性暴力被害者の属性については、すべて女性であった。障害のある性暴力被害者の障害種別については、「精神障害」、「発達障害」、「知的障害」が合わせて9割であったのに対して、「身体障害」は約1割であった。メールでの相談対応を行っているワンストップ支援センターは、約5割に留まっていた。相談受付方法としては、多い順から「電話相談」(25か所)、「面談」(20か所)、「メール(SNNS)相談」(12か所)となっていた(相談方法については複数回答)。

障害のある性暴力被害者の支援に関する連携上の課題としては、1)関係機関の障害のある性暴力被害者についての情報・理解不足、2)関係機関との一致した合意の下での支援、3)関係機関との連携が十分でない、4)被害者本人の同意が得られず連携できないの4つのカテゴリに分類された。また、障害のある性暴力被害者への支援における困難については、1)被害の実態把握の難しさ、2)不安定なメンタルへの対応、3)被害者の十分な理解、4)円滑なコミュニケーション、5)多様な障害に応じた支援、6)被害者本人の意思の確認の6つに整理された。さらに、障害のある性暴力被害者への支援課題としては、1)相談へのアクセシビリティ、2)他機関との連携、3)支援者の障害特性の理解、4)障害に配慮した支援の工夫、5)障害者への包括的な性教育、6)長期間にわたる支援の6つに整理された。

最後に、内閣府男女共同参画局(2020)の行った「支援状況等調査」との比較による、障害のある性暴力被害者支援の特徴を4点示したい。第一に、性暴力被害者からの最初の相談者についてである。障害のある性暴力被害者では、そうでない相談者に比べて「家族や親」によって被害相談が寄せられる割合が高くなっていた。第二に、性暴力被害者が相談にいたるまでの時間である。障害のある性暴力被害者では、そうでない被害者に比べて、被害からかなり年数が経ってから相談にいたる場合が多くなっていた。第三に、被害者の年代である。障害のある性暴力被害者では、そうでない相談者に比べて、「40歳以上」が相談に占める割合が高くなっていた。第四に、被害者と加害者との関係についてである。障害のある性暴力被害者では、特にSNSでの知り合いや知らない人からの被害の割合が高くなっていた。

## 5. 考察

本調査の結果から、ワンストップ支援センターにおける障害のある性暴力被害者からの相談支援では、障害のない被害者への相談支援以上に多岐にわたる困難な課題に直面していることが推察された。それらの課題解決のためには、障害のある性暴力被害者に関する支援員への研修の徹底や、障害特性を理解したスーパーバイザーの配置やチームによるネットワーク支援の充実、関係機関との連携強化のためのコーディネーターまたは社会福祉士の配置が必要である。

本調査の制約として、回収率と有効回答の問題がある。なお、本調査の結果から、障害のある性暴力被害者の相談者については記録を取っていないワンストップ支援センターがかなりあると推察された。今後は、ワンストップ支援センターにおける性暴力被害者に関するデータについても、障害者の実態を把握できるような整備を行い、実態に即した対応を進めることが必要である。

今後は、障害のある性暴力被害者がワンストップ支援センターに繋がるための取組みを進めると共に、障害のある性暴力被害者の回復を支えるためにワンストップ支援センターを中核とした地域における支援体制を構築していくことや、障害児者の性暴力被害を予防するための取組みなど、包括的かつ総合的な取組みの推進が必要である。

## 研究報告部門

### 若年層におけるデートDVの実態

#### —恋愛依存との関係性に着目して—

早稲田大学大学院人間科学研究科博士後期課程2年 陶 嘉禎 (009892)

#### 1. 研究目的

近年、結婚していない交際中の若者の恋人間に起きる暴力、いわゆるデートDVの増加が見られている。デートDVの発生は、依存的・束縛的な恋愛観に関係すると指摘されている。本研究の目的は、大学生をはじめとした若年層の交際経験におけるデートDVの被害経験・加害経験および恋愛依存傾向を調査し、そのうえで、若年層におけるデートDVの実態と特徴を明らかにすることである。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究は18歳～29歳の大学生（短大生を含む）・大学院生・専門学校生を対象とし、2021年7月9日～11月22日までWebアンケート調査（Googleフォーム使用）を実施した。

アンケートの内容は、性別、年齢、デートDVの認知度、交際経験の有無、同棲経験の有無、デートDVに関する被害経験・加害経験、恋愛依存に関する行動・考え方などであった。デートDVに関する被害・加害経験については、これまでの国および自治体の調査、デートDV白書（2017）、松野・秋山（2009）、西村（2013）等の調査項目、または伊田（2011）と赤澤・竹内（2015）による精神的暴力に関する分類を参考し、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」について計19項目を作成し、「全くなかった（0回）」「めったになかった（1回）」「たまにあった（2～4回）」「ときどきあった（5～9回）」「よくあった（10回以上）」の5件法で回答を求めた。恋愛依存に関する行動・考え方は片岡・園田（2008）が作成した恋愛依存尺度（20項目）を用いて、「あてはまらない」「どちらかという、あてはまらない」「どちらかという、あてはまる」「どちらかという、あてはまらない」「あてはまる」の4件法で回答を求めた。

関東地域にある9つの大学・大学院・専門学校に所属する学生に調査協力をお願いしたところ、313件の回答を得た。そのうち、交際経験があると回答したのは237名（内訳男性100名、女性136名、回答しない1名；平均年齢20.59歳、SD＝1.797）であり、回答上に欠損値のある人を含めて分析対象とした。なお、IBM SPSS Statistics 27を使用して分析を行った。

#### 3. 倫理的配慮

Web調査ページにて「研究参加の方への説明文書」を添付し、対象者が調査の趣旨を理解し、調査への参加に同意するとチェックしていただいたうえで回答に進められるようにした。なお、本調査は回答者のアドレスを収集しないこととした。説明文書では、本研究の目的・方法・対象者・調査内容・個人情報の取り扱い・研究への参加に伴う危害の可能性・研究に関する情報の開示などを明記した。特に、回答したくない質問には回答しなくてよいこと、および万が一アンケート回答中において心理的不快や苦痛が生じる場合に直ちに回答を中断するように説明文書にて明記した。なお、本研究は早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の審査を受け、承認を得ている（承認番号：2020-321）。

#### 4. 研究結果

被害経験について、19項目のうちいずれかの被害を経験したとみられる（「めったになかった（1回）」「たまにあった（2～4回）」「ときどきあった（5～9回）」「よくあった（10回以上）」の計）人は110人であり、全体の46.41%を占めた。項目別を見ると、「バカにされたり、否定されたり、暴言など傷つく言葉を言われる」、「電話・メール・SNSなどを細かくチェックされたり、監視されたりされる」、「人と会うことや1人の外出を報告させられたり、制限されたりされる」3項目の被害率が上位に示されており、1回を含めてあったという回答がすべて20%を超えており、2～10回以上あったという回答も10%を超えていた。被害経験における男女差については、t検定の結果、「顔・体を蹴られた

り、殴られたり、叩かれたりされる」(t=3.475, df=219, p<.001)、「物を投げつけられる」(t=3.413, df=219, p<.001)、「電話・メール・SNSなどを細かくチェックされたり、監視されたりされる」(t=3.431, df=219, p<.001)の3項目では女性よりも男性のほうが有意に高得点であった。

加害経験について、19項目のうちいずれかの加害を経験したことのあるとみられる人は65人であり、全体の27.43%を占めた。項目別を見ると、「バカにしたり、否定したり、暴言など傷つく言葉を言う」と「意に沿わないと、長時間無視する」の加害率が最も高く、1回を含めて相手に加害行為をした人はそれぞれ15.02%と10.73%であり、2回以上という回答は6%程度であった。加害経験における男女差については、t検定の結果、いずれの項目も有意差がみられなかった。

全体における被害経験と加害経験との相関について検証したところ、有意な正の相関が認められた(r=.808, p<.001)。さらに、被害経験・加害経験それぞれにおける各形態の暴力間の相関について検証し、相関係数を算出した。その結果、いずれも1%水準の有意が認められ、Table1とTable2に示した通りである。

Table1 デートDV被害経験における各形態の暴力間の相関

	被害全体	身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力
被害全体 (19項目)	—	.898**	.965**	.929**	.878**
身体的暴力 (2項目)		—	.810**	.776**	.904**
精神的暴力 (9項目)			—	.857**	.751**
性的暴力 (4項目)				—	.782**
経済的暴力 (4項目)					—

\*\* p<.001

Table2 デートDV加害経験における各形態の暴力間の相関

	加害全体	身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力
加害全体 (19項目)	—	.857**	.986**	.983**	.979**
身体的暴力 (2項目)		—	.812**	.809**	.816**
精神的暴力 (9項目)			—	.949**	.940**
性的暴力 (4項目)				—	.988**
経済的暴力 (4項目)					—

\*\* p<.001

恋愛依存については、恋愛依存尺度の個人合計得点と各項目の平均値・標準偏差を算出した。個人合計得点の平均(M=42.45)を基準に、恋愛依存傾向の強い群(N=110)と恋愛依存傾向の弱い群(N=127)に分け、それぞれの恋愛依存とデートDV被害および加害経験との相関係数を算出した。その結果、いずれも有意な相関がみられなかった。

## 5. 考察

本研究は大学生をはじめとした若年層におけるデートDVの被害・加害経験について明らかにすることができた。特に、精神的暴力に関する被害・加害が一番多かったことは多くの先行研究と一致した。デートDV経験における性差に関して、従来女性の被害が多いことに対し、本研究では身体的暴力の2項目とも男性の被害が有意に認められた。それは、女性よりも男性のほうがより交際経験におけるデートDVについて意識が薄く、無意識のうちに暴力を受け続けている可能性がある。また、被害経験と加害経験との相関、および各形態の暴力間の相関をみると、若年層におけるデートDVは従来の加害者と被害者の間の支配—被支配の固定的な構造よりも、被害を受けている側も加害行為をしている可能性があり、また複数の暴力の被害・加害が重複して起きていることの可能性があると考えられる。

一方で、本研究は恋愛依存の傾向が高い人はよりデートDVの被害・加害行為を経験しているとの仮説を立てていたが、有意な相関がみられなかった。本研究は対象者のこれまでの交際経験におけるデートDV経験と恋愛依存傾向について調査したが、1つの交際経験に限定していないため、特定の交際相手との関係性や実際に暴力がどのくらいの期間にあったのかを調査することができなかった。今後は交際期間等による恋愛依存傾向の強弱とデートDV経験に与える影響について検討していきたい。

## 萌芽的研究報告部門

### 中国における留守児童に対するソーシャルワーカーの役割 —雲南省山岳地帯のソーシャルワーカーへのインタビュー調査から—

早稲田大学人間科学研究科博士後期課程1年 李艶舒(009821)

早稲田大学 岩崎香(004603)

[キーワード]留守児童、ソーシャルワーカー、役割

#### 1. 研究目的

中国では、都市と農村では人々の生活水準に大きな開きがあり、1980年代から農村の人たちの多くが都市に出稼ぎに行っている。両親が都市部に出稼ぎに出て家を留守している農村世帯の子どもたちが留守児童である。中国民政部の統計(2018)によると、全国合計697万人の留守児童がいる。本研究の目的は、中国雲南省山岳における留守児童を対象とするソーシャルワークの実践的な意義や貧困な留守児童に対するソーシャルワーカーの役割を明らかにすることである。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究では、留守児童に対するソーシャルワーカーの実態を把握し、その役割を明らかにするため、3名のソーシャルワーカーを対象に半構造化インタビューを行った。ソーシャルワーカーたちは、中国雲南省A州Z郷の非営利組織に所属しており、中国のソーシャルワーカー資格を持っている。自宅から学校が遠いため、平日は学校の宿舎で過ごし、週末に自宅に帰るといったような生活を送っている留守児童の支援を行っているのである。インタビューの時間は60分から150分であり、ビデオ電話による聞き取りという方法をとった。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は実施にあたり、調査対象者への文書及び口頭による説明をした上で同意を得た。早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の審査を経て承認を得た(承認番号:2019-361)。

#### 4. 研究結果

親の不在および隔世教育により、留守児童は主に教育問題、生活問題、心理問題を抱えている。そういった現状に対し、ソーシャルワーカーは一人一人の留守児童の周囲の環境に働きかけ、ソーシャルワークの専門知識を活かして支援を行っていた。

具体的には、留守児童の教育問題に関して、ソーシャルワーカーは週末や休日に留守児童の成績の向上に役に立つための学習支援を行っていた。生活問題に関しては、祖父母との生活実態を把握するために家庭訪問を行ない、家族の貧困問題や健康問題、衛生問題、家庭内暴力問題などを発見していた。その中で、貧困問題は最も深刻であり、ソーシャルワーカーは寄付金などの手段で対応していた。一方で、留守児童の健康問題、衛生問題、家庭内暴力問題に関しては、解決に至ることが難しい状況であった。さらに、留守児童の心理問題としては、親の不在により、内向的な子どもや個性が強い子どもが多く、社会への適応が難しいという問題が挙げられていた。そうした現状に対し、ソーシャルワーカーは悩み相談やゲームなどのレクリエーションを通じた支援を行っていたものの、専門的な心理学の知識が不足しているため、これ以上の心理的支援の展開が難しいと語っていた。

#### 5. 考察

ソーシャルワーカーは留守児童の抱える諸問題の中で、特に教育問題と貧困問題の解決に力を入れており、取り組みの効果も見られていた。しかしながら、留守児童の健康や衛生上の問題、または家庭内暴力の問題に関して、現状としては問題発見にとどまっており、具体的な支援の展開に至っていなかった。それは、ソーシャルワーカーの人手不足、資金不足などによる制約だと考えられる。さらに、留守児童の心理的問題に関しては対応の限界があり、それはソーシャルワーカー自身の専門性という課題だけではなく、心理の専門家が配置されていないため、手厚い支援が困難だと考えられた。本研究は中国雲南省A州Z郷における調査研究であり、今後調査対象地域を拡げ、中国におけるソーシャルワーカーの現状と課題を明らかにしていきたいと考える。

**主な参考文献:** 中国民政部(2018)「図表:2018年留守児童データ」

<http://www.mca.gov.cn/article/gk/tjtb/201809/20180900010882.shtml>



## 研究報告部門

### 社会開発とファンドレイジング —ソーシャルワーク専門職教育における意義と課題—

武蔵野大学 清水 潤子(09899)

〔キーワード〕 社会開発,ファンドレイジング,専門職教育

#### 1. 研究目的

2019（令和元）年度の社会福祉士養成課程のカリキュラム改正において、「福祉サービスの組織と経営」の教育に含むべき事項に「ファンドレイジング（以下、FR と表記）」が明記された。これまでも社会福祉士養成課程において、福祉サービスの提供主体として社会福祉法人等の組織経営に関わることや、財務管理の方法論が教示されてきた。しかし、今回の改正によって具体的に FR が掲げられたことは、昨今の福祉サービスの経営や政策の状況を反映したものと考慮される一方で、ソーシャルワーク（以下、SW と表記）のグローバル定義にもある「社会開発」の担い手として、どのように資金を調達し、開発を促進していくかについて具体的な教育内容に関する研究は少ない。また、ソーシャルワーカー（以下、SWer と表記）が FR の実施主体になるとき、単に資金調達の「方法論」だけを学ぶことが、その実践の価値を最大限発揮できるかについては、SWer が貧困や格差、それを助長してきた社会システムと戦ってきたことを考慮すると、疑念の余地がある。これらの問題意識を背景に、本研究は SW 教育における FR 位置づけや、SW ないしは SWer とお金（資金）の関係を概観する。そして、専門職教育課程における FR の学びの意義や課題について考察し、今後の議論に向けた論点を提示することを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究では、文献研究を通じて社会開発や FR の定義を整理し、これまでの SW 教育における FR の位置づけについて、米国の例を参照する。また、調達する「資金」もとより「お金」と SW、ないしは SWer の関係性について複数の視点から吟味し、その上で社会開発に係る FR の在り様を整理したうえで、専門職教育における学びの意義や課題についてまとめる。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に従って実施した。

#### 4. 研究結果

社会開発は 2014 年に採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」において SW の中核的な任務の一つとして明記された。経済開発との対比で用いられ、先行研究から社会開発は、いわゆるターゲットシステムへの介入の手法開発というマイクロ・メゾ的なものから、政策的枠組みの開発というマクロ的なものまでを包摂する概念であることが明らかであり、その具体的な戦略は「市場、コミュニティ、政府支援の相補的な統合」（Lough 2013）によって進められるものとしている。

FR の手法は広義では寄付集めに限らず、会費、助成金・補助金、事業収入、投融資など多様な財源を対象としている。昨今、クラウドファンディングの市場拡大等から、寄付への関心が高まっている。一方で、社会福祉士が所属する法人格の多くが社会福祉法人や NPO 法人であることを考慮すると、財源の多くを占める事業収益の存在を無視することは出来ず、サービスや社会的なプログラムの開発と収益事業がリンクすれば、必然的に市場への関与が必要となる。

米国において FR の SW 専門職養成課程への位置づけを擁護する声は 1975 年に認められた（Kahn 1978:53）。その後、コミュニティ・オーガニゼーションをはじめとするマクロ実践の現場において、FR の必要性を擁護する声が聞かれ（Dunham 2003:87, Rosenberg 2018:120）、米国ではコミュニティの実践家とファンドレイザーの役割に親和性があることも示されている（Lauffer 2013: 773-786）。

お金と SW/SWer の関係性については、実践や活動をするにはお金が必要だという定説は、サービスやプログラムの開発にFRが必要であり、それがクライアントのニーズを満たすことに繋がるという点で、FRを学ぶ意義を支持している。一方で、Vohs (=2019: 42-44) はお金が関係すると人々は助け合う気持ちや共感する気持ちが低くなることを指摘している。また、日本において福祉サービスの多くは市場を介して供給されているが、金子 (2016: 163) は市場経済の発展の上に成り立った新自由主義においては格差が拡大し、連帯が引き裂かれる現状があることが指摘し、清水 (2010: 26) も金銭価値とサービスの交換に基づき取引が行われる状況下において「サービスの消費者」「サービスの使い手」となる当事者は、回復や変化の文脈において客体化されがちだと指摘している。

## 5. 考察

社会開発の概念は広いがマイクロ・メゾレベルにおける「介入手法の開発」においては、ターゲットシステムに対するサービスやプログラムの開発を通じて、クライアントのニーズに応じていくことに繋がる。そのために必資金を集めるという文脈は、米国SW教育におけるFRの位置づけに倣うことが出来る。しかしながら、このような関係性は、米国の福祉国家レジームに依拠するものであり、当然のようにそれを日本の福祉実践のテーゼとして捉えることについては疑念の余地がある。特に社会開発の概念がマクロレベルの「政策的な開発」を内包するとき、社会開発が市場、国家、コミュニティの相補的な統合を強調していることから、本質的にどのような「社会」を開発していくのかについて考えることが求められている。FRとの関係性においては、現在のレジームや支配的イデオロギーの負の側面にも焦点を当てなければ、SWerのFRへの関与が社会正義を促進するばかりか、無意識に更なる分断に加担することも否めない。

このようなことから、専門職教育課程におけるFR教育の在り方を考えるにあたり、少なくともFRを特に狭義の「寄付」集めの方法論やストラテジーに特化し、教育に組み込むことには不十分であることが指摘できる。現場レベル介入の開発を進めるにあたり、その担い手や所属組織等によって財源の構成が異なるため、マネジメントや経営と一体となって議論される必要がある。また、持続可能な社会に向けた経済主導の開発からのトランスフォーメーションの中においては、市場だけでなく、共同体やコミュニティ、連帯等を通じた社会開発の視野に入れ、どのような資金調達が可能なのかといった議論も必要だと考えられる。

本論考はFRの方法論自体を否定するものではなく、政策的な観点からの社会開発については米国以外の国際視点に欠いているという限界もある。FRの要素は社会福祉士養成課程の一部に過ぎず、多くの時間が割けない現状もあるため、関連する他の科目との有機的なつながりを意識しつつ、目の前の課題の解決と、持続可能な社会開発の2つの視座を備えたカリキュラムないしはプログラムの発展がなされることを期待したい。

### 【文献】

- 坪洋一・金子充・室田信一 (2016) 『問いからはじめる社会福祉学—不安・不利・不信に挑む』有斐閣。
- Dunham, Arthur (2003) What is the Job of the Community Organization Worker?, Journal of Community Practice, 11(2) 87-97.
- Kahn, Ernest, M. (1978) Strengthening the Fundraising Component in Social Work Education, Journal of Education for Social Work, 14(2) 53-59.
- Lauffer, Armand (2013) Fundraising and Community Practice: A Stakeholder Model. In M. Weil (Ed.), The Handbook of Community Practice (2nd ed.). SAGE Publications, Inc.
- Lough, Benjamin, J. (2013) Social Development.  
(<https://oxfordre.com/socialwork/view/10.1093/acrefore/9780199975839.001.0001/acrefore-9780199975839-e-362>, 2022.2.11)
- Rosenberg, Barry (2018) Bridging Case and Cause, Micro and Macro Through Fundraising, Reflections: Narrative of Professional Helping, 24(1), 119-123.
- 清水潤子 (2019) 「テーマセッション A 新自由主義下における犯罪者処遇 指定討論」『日本犯罪学会第 47 回大会報告要旨集』26-28.
- Vohs, Kathleen, D. (2019) Why Money Manages Us. HBS. Org (=2019. 高橋由香理訳『ホモ・エコノミクスの呪縛：人類はなぜお金に支配されてきたのか』ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー

## 研究報告部門

### 總持寺社会事業に関する研究

#### 鶴見社會館を中心に

鶴見大学短期大学部保育科 木口恵美子 (6371)

〔キーワード〕 社会事業、社會館、總持寺

#### 研究目的

總持寺の社会事業の源流は、大正3年に始めた少年保護事業にある。昭和2年に財団法人大本山總持寺社會事業部として認可され、戦中・戦後を経て平成12年に社会福祉法人諸岳会となり、現在は児童養護施設、母子生活支援施設、保育所等児童福祉施設を運営している。創設から約100年近い歴史を持ち、「總持寺の社會事業は 兩本願寺、浅草寺と共に我邦佛門に於ける三大社會事業として知らるる處にして創始以來今日迄 二十數年に亘る偉大なる功績は 我邦社會事業史の上に光輝を放つ處なり。」(藤田1930:25)と評されたが、まとめられたものは多くはない。そのため、本研究では總持寺の社会事業に関する基礎資料の収集と整理を行うと共に、總持寺の社会事業の取り組みを日本の戦前の社会事業の歴史に位置付けて理解する。

#### 1. 研究の視点および方法

總持寺の社会事業を、その展開過程から下記のように4期に分けることとする。

第1期	大正3年～昭和2年	大本山總持寺貫主石川素童禪師が神奈川縣薰育院長の囑を受けてから、財団法人大本山總持寺社會事業部の認可を受けるまで
第2期	昭和2年～昭和20年	財団法人として認可を受けてから戦中・終戦まで
第3期	昭和21年～平成12年頃	戦後、財団法人から社会福祉法人大本山總持寺社会事業部と組織変更を経て社会福祉法人諸岳会となるまで
第4期	平成12年以降	社会福祉法人諸岳会となって以降

本研究では第1期を研究対象とし、その中でも広く地域住民に開放された鶴見社會館の取り組みを中心に分析を行う。研究の方法は文献研究で、用いる文献は主に大本山總持寺社會事業部の要覧、新聞記事、横浜市史等である。それらから知り得た總持寺の社会事業の取り組みを、戦前の日本の社会事業の歴史に照らして考察する。なお、固有名詞や引用では社會を用いる。

#### 2. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理指針」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に基づき配慮した。

#### 3. 調査結果（一部）

(1) 總持寺社会事業部1期のポイント

1911 (明治44)	石川県から横浜への移転
1914 (大正3)	石川素堂禪師が神奈川縣薰育院長の囑託
1923 (大正12)	関東大震災。救護活動や境内解放、食料・学用品等の配給等を行う
1925 (大正14)	神奈川県が京浜地区の単身労働者向けに鶴見社會館建設 神奈川県が低所得世帯を対象とする蒔田託兒所を開設し、總持寺に委託
1926 (大正15)	鶴見社會館の経営を總持寺に委託

1927（昭和2）	鶴見社會館無償交付。 財團法人大本山總持寺社會事業部として認可される
-----------	---------------------------------------

（2）總持寺社會事業部の事業概要（参考 財團法人大本山總持寺社會事業部要覽（以下要覽）1929）

本部：鶴見区鶴見町大本山總持寺内（事務所 鶴見区潮田町1548 鶴見社會館内）

事業内容：①鶴見社會館、②鶴見公益質屋（鶴見社會館内）、③横濱少年保護所（中区大岡町）、④蒔田託児所（中区蒔田町）、⑤鶴見日曜學校（總持寺境内）

（3）鶴見社會館の取り組み（参考 要覽1929）

目的：労働者の宿泊を旨とし食堂、理髮所、賣店を經營公開し、以て止宿者は勿論一般公衆の利便に供し、人格の陶冶と生活の向上とを計り勤儉貯蓄の美風を涵養す。

館長 黒田鐵巖（總持寺藍院・理事長）、主事 古坂明詮（駒澤大学教授）

事業内容：①宿泊救護、②簡易食堂、③理髮所

①宿泊救護 宿泊者一日平均75名 一泊15錢（物価指数等から1錢6.36円）

- ・ 単身の男性労働者を対象とし、宿泊者府県別調査票によると全国から労働者が集まっており、土木建築、工業及び鉱業に携わる人が多い。
- ・ 労働者教育慰安事業、毎月数回の講演会、慰安会、国家的、宗教的の行事を行う。
- ・ 法律、家事、衛生等の相談、戸籍整理、助葬、入院手続き、治療券交付、年末救済、浮浪者救護、労働紹介、貯金の奨励、韓国人の送金手続き等、隣保事業を任とする。

②簡易食堂

- ・ 一般にも提供し、一度に百人迄は食事ができる設備を持つ。
- ・ 定食（朝食十二錢、昼・夕食各十五錢）の他うどん、丼、弁当、洋食等を提供する（回数券有）。

③理髮所

目的：文化生活、衛生保健の視点から自由労働者や貧困世帯に最低料金で理髮を提供する。

- ・ 一般にも提供し、一日平均利用人数は91人。大人廿五錢、小人十錢、丸刈二十錢、鬚剃十五錢

#### 4. 考察

1900（明治33）年に感化法が公布され、神奈川県が1903（明治36）年に横浜市根岸町に設立した「神奈川薫育院」の院長を1914（大正14）年に總持寺貫主が委託されたことが總持寺社會事業の源流であり、日本の社會事業の流れから見ても少年保護事業に早くから取り組んだといえる。また、京浜地帯の開発に伴う社會問題に対して、自治体と関わりながら子ども・成人・地域と対象を広げた。

社會館について、大正期後半のセツルメントは関東大震災が区分点であり、震災以降は政府の奨励もあり地方自治体や半官半民的中間施設が多く、経営主体は佛教・キリスト教など宗教関係、自治体・半官半民・大学など等であった。英米型の社會改良・社會教育的方向と東洋的隣保的方向があり、英米型の民間主流に対して日本の公営ないし準公営セツルメントには賛否両論があったといわれている（吉田1979：136-138）。そのような中で、鶴見社會館は宗教系の公設民営で隣保事業を任としていた。要覽の冒頭には、總持寺の社會事業を「自他共に功德を成就する二利共存の教」（財團法人大本山總持寺社會事業部1929：2）に基づいた「近代的狹義の科學的意味に於ける社會事業」（同前）であると記しており、研究者が主事として運営に関わることで、科學的な実践を目指したことがうかがえる。

引用文献 財團法人大本山總持寺社會事業部（1929）『財團法人大本山總持寺社會事業部要覽』

藤田晃天（1930）『鶴見興隆誌』自由新聞社

吉田久一（1979）『現代社會事業史研究』勁草書房

## 萌芽的研究報告部門

### 食事サービス活動における生活支援の困りごとへの対応プロセスの研究 —担い手の語りから—

東洋大学大学院ライフデザイン学研究科ヒューマンライフ学専攻博士後期課程

呉羽 かおる (008870)

キーワード：食事サービス 生活支援の困難感 担い手

#### 1. 研究目的

本研究は、食事サービス活動における生活支援の困りごとへの対応プロセスに焦点を当て、担い手の語りからそのプロセスを明らかにすることを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

東京都下で食事サービス活動を行っている担い手、20代～70代の男女12名を対象に、2021年2～3月にかけて半構造化インタビューを実施した。1回のインタビューは平均1時間で、事前にインタビューガイドを作成し、逐語録作成後M-GTAによる分析を実施した。分析を進めるに当たり、分析テーマの信頼性と妥当性を高めるため、上智大学総合人間科学部看護学科（精神看護学）小高恵実准教授のスーパービジョンを受けた。

#### 3. 倫理的配慮

調査にあたり、東洋大学大学院ライフデザイン学研究科研究等倫理委員会の承認（承認番号2019-4S）を得て実施した。調査協力者にはインタビューに関する説明書と同意書を提示し研究の主旨、協力は任意であること、個人や団体が特定されないこと、調査結果を公表すること、調査に協力しなくても不利益が生じないことを説明した。また、収集したデータ及び資料は、個人情報特定されないよう匿名化を行った。

#### 4. 研究結果

「食事支援」「生活支援の困難感」「やりがい」の3つの大カテゴリー、23の小カテゴリー、66のサブカテゴリーからなる生活支援の困りごとへの対応プロセスを明らかにした。担い手たちは利用者が抱く生活支援上のニーズに対応しようと、食事サービス活動の【一線を超えざるを得ない時が常にある】状態に晒されていた。様々な困難感とやりがいが対置する中で活動を継続していくうちに、【戸惑いを乗り越えた先にあるもの】状態に至り、利用者の生活上で起きる様々な困難を我が事として受け止め、利用者自ら暮らす地域を耕す、【利用者との地域で一緒に生きていく】思いを抱くようになるが、食事サービス活動は、【好きだから続けられている】活動であると同時に、**好きじゃなきゃ続けられない**活動になってしまっていたという現状が明らかになった。

#### 5. 考察

先行研究では、食事サービス活動がその枠に収まらず生活支援をも担っており、その負担感があること、利用者は食事サービス以外のニーズを抱いているが担い手が応えきれていないことは指摘されていた。本研究のインタビュー調査でその生活支援上の困難感が言語・具体化されただけではなく、食事サービスと生活支援が不可分になっている現状も把握することができた。様々な側面から食事サービス活動継続の困難さが語られているが、それでも活動を継続せしめているのは、担い手の**好きじゃなければ続けられない**と【好きだから続けられる】という両極に位置する思いであった。

**アイルランドにおけるエイジフレンドリーシティの展開**

キーワード：エイジフレンドリーシティ、アフィリエイト、アイルランド

**1. 研究目的**

本報告の目的は、アイルランドにおけるエイジフレンドリーシティ (Age-friendly Cities and Communities。以下「AFCC」) の展開に見られる特徴を示すことにある。

**2. 研究の視点及び方法**

本研究は社会福祉政策の視点から検討を行い、研究方法は文献研究によった。

**3. 倫理的配慮**

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定にのっとり研究を実施した。

**4. 研究結果**

以下の(1)の記述の一部は、報告者が共同執筆を行った坪他(2019)からの引用である。

**(1) わが国における研究動向**

AFCCとは、WHOが提唱する都市・コミュニティのあり方のことで、一般に「高齢者に優しい都市」や「高齢者に優しいまち」等と訳されている。わが国におけるAFCCの研究動向として、次の3点を指摘することができる。①AFCCやGNAFCCを対象とする研究の蓄積が少ないこと。②研究領域が多様であること。③分析対象としてわが国の具体的な事例を取り上げるものが多いこと。③に関して、報告者がわが国の先行研究を調べた限りではアイルランドのAFCCを主題とする論稿等はなかった。

**(2) アイルランドにおけるAFCCの展開**

2009年にラウズ・カウンティカウンシルがAFCCのプログラムを開始した。2015年までにすべての地方政府がプログラムを開始した。2019年には国内すべての地方政府がエイジフレンドリーシティ・グローバルネットワーク(Global Network for Age-friendly Cities and Communities。以下「GNAFCC」)に参加する世界初の国家となった。

ラウズ・カウンティカウンシルは、アイルランド初のプログラムの実施にあたりエイジングウェル・ネットワーク(Ageing Well Network。以下「AWN」)の支援を受けた。AWNは、民間財団のアトランティック・フィランソロピーの出資により2007年に設立されたシンクタンクである。AWNはラウズの試みを他の地方政府に広げるための支援を行った。AWNによる支援はその後、2014年に設立されたエイジフレンドリー・アイルランド(Age Friendly Ireland。以下「AFI」)に引き継がれた。AFIもアトランティック・フィランソロピーの出資で設立された組織で、GNAFCCにアフィリエイトとして参加している。

**5. 考察**

アイルランドにおける AFCC の展開に見られる特徴のひとつに、国際的なフィランソロピーの出資により設立された組織が先導的な役割を果たしてきたことをあげることができる (Keyes2018; McDonald et al.2019; Shannon and O' Connor2016; Shannon2018)。

WHO は、「AFCC の政策枠組を世界中のどの地域にも適用しやすい包括的・抽象的な形で提示し」、「その具体的な取組内容の立案やアウトカムの評価等の実施については各国の地方政府のイニシアティブに委ねられ」ている (坪他 2019)。すなわち、AFCC の取り組みは各地方政府が自ら行うものであり、国家が関与するものではない。

この点に関し、アイルランドでは AWN および AFI という独自の組織が全国に AFCC を広げることを目指し、国内の地方政府の取り組みを支援してきた (AFI は GNAFCC のアフィリエイトとなる)。このことにより、アイルランドの各地方政府が策定したそれぞれのプログラムには、いずれも「一貫した方法論とガバナンスの構造」(AFI ホームページ)<sup>i</sup>が適用されており、内容についても一定の共通性が認められる (Shannon and O' Connor2016) との特徴が生じている。

## 参考文献等

坪洋一=神尾真知子=黒岩亮子=増田幸弘 (2019) , 「社会福祉政策としてのエイジフレンドリーシティ」社会福祉 (60) .

Age Friendly Ireland (2014), *Age Friendly Cities and Counties Programme Handbook*, Age Friendly Ireland.

Keyes, J. (2018), “Making Ireland an age Friendly Country, the role of Local Government and age Friendly Ireland” , Universal Design & Higher Education in Transformation Congress, 30<sup>th</sup> October-2<sup>nd</sup> November 2018, Dublin Castle.

McDonald, B., Scharf, T. and Walsh, K. (2019), “Creating an age-friendly county in Ireland: stakeholders’ perspectives on implementation” , in Buffel, T., Handler, S. and Phillipson, C. (eds) *Age-Friendly Cities and Communities: A Global Perspective*, Policy Press.

Parker, S. (2015), *Ageing Well Network: A Case Study of an Irish Success Story in the Field of Ageing*, The Atlantic Philanthropies.

Shannon, H. and O' Connor, H. (2016), “Ireland’ s Age-Friendly Cities and Counties: The Development of a National Program” , in Caro, F. and Fitzgerald, K. (eds) *International Perspectives on Age-Friendly Cities*, Routledge.

Shannon, L. (2018), *Local Government as Local Service Coordinator: Case Study of Ireland’ s Age Friendly Cities and Communities Programme*, Institute of Public Administration.

本報告は JSPS 科研費 18K02169 および 21K02054 の助成を受けた研究成果の一部である。

<sup>i</sup> <https://agefriendlyireland.ie/category/about-us/who-is-age-friendly-ireland/> (最終閲覧日 2022 年 2 月 11 日)

【研究報告部門】

## コロナ禍における大学生の生活実態分析及び支援課題の検討\*

—A 県の実証分析を中心に—

山梨県立大学 金 碩浩 (009407)

キーワード：コロナ禍、学生生活実態、支援課題

### 1. 研究目的

コロナ禍によって子どもや学生が抱えている様々な問題点を明らかにするために多くの調査・研究が実施されている。2020 年に実施した全国大学生生活協同組合連合会の調査結果（2021）によれば、アルバイト収入の減少が目立つが、奨学金が「給付型」の受給は微増にとどまっており、対策として「我慢する」「特に対策はない」が増加している点、これまで増加してきた「学生生活は充実している」が急減、特に 1 年生に顕著な傾向が現れている点、「友達ができない（いない）・対人関係がうまくいかない」ことを気にかけている点等が浮き彫りになっている。また、文部科学省の調査（2021）では、将来のキャリアをはじめ、授業、学内の友人関係に悩みを抱えている学生も多いなか、国や学校などによる支援を受けていない学生が全体の 5 割に上っていることや、支援が必要であるにもかかわらず支援策がよくわからないという学生が約 15%相当存在することも明らかになった。こうした問題の解決に文部科学省や厚生労働省も乗り出しており、高等教育の修学支援新制度をはじめ、緊急特別無利子貸与型奨学金、生活福祉資金の特例貸付や教育支援資金等、様々な支援対策を講じている。しかし、支援策の多くは「給付型」ではなく「貸付型」となっている点、経済的支援に対策が集中しており、生活面や心理・精神面への支援が不十分である点、さらには、学校を窓口としている支援策のほとんどは中央政府の支援策であり、地域の実情に対応した地域レベルの支援は少ない点等、多くの課題点も抱えている。

したがって、本研究は新型コロナウイルス危機によって大学生が具体的にどのような問題に直面しているのかを明らかにすること、及び大学を含め地域レベルの支援策を講じるための示唆を与えることを目的に実施された。

### 2. 研究の視点および方法

コロナ禍におかれている大学生が現在どのような問題に直面しているのかについて、経済面、学習面、心理面、心理面の 4 つの側面に分けてオンライン質問紙調査を実施し分析を行った。調査方法としては、構造化した質問紙を Google Forms を用いてオンライン調査を行う方法を採用した。A 県の 3 つの大学の在学学生約 5,600 人を対象に、2021 年 12 月 6 日から 12 月 23 日まで調査を実施した。

### 3. 倫理的配慮

本研究では調査対象者の人権擁護や個人情報保護のための措置が採られた。それらは「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に従っている。また、「山梨県立大学人間福祉学部研究倫理審査」（受付番号：2021-6）の承認を得て調査を行った。

### 4. 研究結果

A 県の 3 つの大学を対象に調査したが、本報告では B 大学の学生のみを分析対象とした。調査対象は約 1,000 人であるが、166 人の回答が得られた。回答率は約 16.6%である。

以下では調査結果を概観する。まず、基本属性についてである。性別は男性が 24 人（16.5%）、女性が 141 人（84.9%）、その他が 1 人（0.6%）である。学年は 1 年が 37 人（22.3%）、2 年が 51 人（30.7%）、3 年が 37 人（22.3%）、4 年が 41 人（24.7%）である。実家の所在地については、県内が 99 人（59.6%）、県外が 66 人（39.8%）、留学生（海外）が 1 人（0.6%）の結果となった。

第 2 に、経済面に関する調査結果の概要である。コロナ禍前後の変化を把握するために、ここでは現在 3、4 年生の学生を分析対象とする。コロナ禍前（2019 年 4 月～2020 年 1 月頃）においては 71 人（91%）の学生がアルバイトをしていたが、コロナ禍以降（2021 年度）においては 55 人（70.5%）に減少していることが分かる。コ

\* 本研究は、山梨県立大学地域研究交流センター「令和 3 年度地域研究事業」の研究費助成を受けて実施したものである。



コロナ禍前後のアルバイト 1 か月平均収入の比較についても、2 万円～4 万円が 14 人から 12 人に、4 万円～6 万円が 28 人から 24 人に、6 万円以上～8 万円が 26 人から 13 人に減少している結果が得られた。奨学金受給については、コロナ禍前には 32 人 (41%) が受給していたが、コロナ禍では 34 人 (43.6%) に微増した。詳細内容については研究大会当日に報告する予定であるが、全般的に大学生の経済状況が悪化していることが明らかになった。

第 3 に、学習面に関する調査結果を概観する。まず、2020 年度前期における遠隔授業数の中央値は 13 科目で、ほとんどの授業が遠隔で行われていたことが分かる。一方、2021 年度後期における遠隔授業数の中央値は 7 科目という結果が得られ、遠隔授業の科目数は半分程度に減少しているものの、それでも多くの科目がオンラインにより行われている現状が明らかになった。一方、遠隔授業に伴う学生の負担も大きいことが浮き彫りになった。遠隔授業を受ける主な場所は、家が 95 人 (57.2%)、学校が 61 人 (36.7%) という結果が得られた。家が遠隔授業を受ける主な場所であることから、必然的にハードウェアであるインターネット回線と端末が重要な問題となる。本調査からは、遠隔授業を受けるための十分なネット環境が構築されていないケースが 20 人 (12%)、ノートパソコンで遠隔授業を受けているが 152 人 (91.6%) という結果が得られた。現在も画面の小さきノートパソコンで 7 科目以上の授業を長時間遠隔で受けており、遠隔授業による負担が非常に大きいことが推察される。このような状況のなか、遠隔授業関連の大学側の支援に対する満足度については、とても満足とやや満足が 22 人 (13.3%) と 94 人 (56.6%) である一方、36 人 (21.7%) と 11 人 (6.6%) がやや不満ととても不満と回答した。ネット環境の整備や端末の性能、そしてそれらに対する大学側の支援の質によって、遠隔授業を受講するための前提条件ともいえる学習環境に格差が生じている可能性も否定できない。

第 4 に、生活面の調査結果の概観である。授業時間を除き友達と過ごす (遊ぶ) 時間を 3, 4 年生聞いた結果、コロナ禍前では 1 時間～2 時間が 30 人 (38.4%)、2 時間～3 時間が 17 人 (21.8%)、1 時間未満が 16 人 (20.5%)、「なし」が 4 人 (5.1%) の順であったが、コロナ禍においては「なし」が 30 人 (38.4%) と最も多く、1 時間未満が 20 人 (25.6%)、1 時間～2 時間が 17 人 (21.8%) の結果となった。また、誰と昼食を食べているのかという質問に対しても、一人で食べると答えた学生が 53 人 (67.9%) で最も多く、次に家族が 14 人 (17.9%) という結果となった。一方、昼食を友達と食べる学生は 6 人 (7.7%) に過ぎなかった。

最後に、心理面に関する結果を概説する。「新型コロナウイルスに感染するか不安だ」という項目では、166 人のうち、とても不安が 31 人 (18.7%)、少し不安が 97 人 (58.4%) であり、感染に対する不安を感じている学生が 77.1% に達した。上記の学習面の調査結果とも関連するが、友人関係について不安を感じている学生が多いこと (とても不安が 21 人 (12.7%)、少しは不安が 48 人 (28.9%)) が再確認された。また、希望する就職先に就職できるか不安を感じている学生も非常に多いこと (とても不安が 39 人 (23.5%)、少しは不安が 59 人 (35.5%)) が明らかになった。

## 5. 考察

以上の調査結果から、未曾有のコロナ禍により、多数の大学生が経済面、学習面、生活面、心理面において多種多様な問題に直面していることが明らかになった。大学生を対象とした支援策として、経済的支援では福祉資金貸付や貸付型奨学金が主流であり、学習面においては遠隔授業を受ける教室の解放やノートパソコン等の貸し出しが主な支援策となっている。これらの対策も非常に重要な機能を果たしているが、本調査から学生の立場に立ったよりきめ細かな支援策が求められていることが明らかになっており、そのためには大学と地域レベルの支援の支援が必要不可欠となる。例えば、経済的支援としては地域のフードバンクや企業と連携して食料や生活用品を十分に支援することも課題である。また、心理面の支援も喫緊の課題である。多くの学生が感染への不安を抱いているだけでなく、遠隔授業等により大学で人間関係を形成する機会の縮小に伴う心理的不安を抱えている。大学が地域社会と連携して体系的かつ積極的に取り組むべきである。最後に、こうしたきめ細かな支援を実現可能にするためには、自治体や大学、地域資源を連携するネットワーキングが優先的な課題となる。

## 主要参考文献

- OECD (2020) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が子供に与える影響に対処する」
- 全国大学生生活協同組合連合会 (2021) 「第 56 回学生生活実態調査の概要報告」
- 文部科学省 (2021) 「新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査 (結果)」

## 部門：萌芽的研究報告

### プレアルコホリック間自己報告に基づくハームリダクションとアフターケア

国際医療福祉大学 渡辺修宏 (6034)

キーワード：プレアルコホリック，ハームリダクション，アフターケア

#### 1. 研究目的

本研究は、プレアルコホリック同士の援助展開とその援助効果に着目し、彼らの日毎の飲酒量の報告行動もたらす、彼らの飲酒頻度、飲酒種類、飲酒量への効果と、また、そのアフターケアにおける彼らの飲酒状況について検討した。

#### 2. 研究の視点および方法

研究参加者は、飲酒問題を抱える40代の男性、xとyの2名であった。連続飲酒が半年以上であるxとyの月毎の平均飲酒量(1日あたり)は、xがおよそ1400ml、yがおよそ1750mlであり、WHOが作成したAUDITによるとxは20点、yは23点であった(プレアルコホリック)。介入は、SNS又は口頭による毎日の飲酒量の、彼ら自身による報告行動であった。また、その報告は「研究者と参加者xまたはy間」だけではなく、「参加者間」でも、すなわちxとyがお互いに、当日ないし翌日中に、日毎の飲酒量を報告しあった。従って、「自己報告行動」と「報告相手からの報告行動」の2つがパッケージ化されている(介入1)。介入1の途中から参加者の意向により、研究者との協議のもと、「休肝日報告行動」をつけ足した(介入2)。さらにxにおいては、「酒(以下、缶ないしコップ)を飲む間隔があきそうになったら、缶ないしコップを冷蔵庫にその都度戻す」、yにおいては「缶ないしコップを空にして新しい飲酒を始めるとこかのタイミングにおいて、1日1本のノンアルコールビールを飲む」という条件をつけ加えた(介入3)。従属変数は、彼らの「報告行動の有無」と、その報告内容である「飲酒の有無および飲酒量、飲酒の種類」、そして、彼らの「飲酒に対する不安」であった。なお、研究デザインはABCDデザインであり、20XX年4月から翌々年7月までの約2年4ヶ月間に研究は実施され、その後、アフターケアが展開された。

#### 3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたり、日本社会福祉学会が定める「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に従って、プライバシーの保護などを徹底した。

#### 4. 研究結果

介入の結果、xとyの両名において月毎平均飲酒量は低下し、月毎休肝日率(飲酒0日の確率)は上昇した。伴って、介入前の彼らの月毎平均飲酒量を越える月毎飲酒日率の低下、彼らの飲酒に対する不安の低減がみられた。また、両名とも、介入前よりアルコール度数が低いものを飲酒するようになった。介入を開始して半年後(介入2開始直前)のAUDITによると、xは20点から15点に、yは23点から16点に低下した。介入3開始直前におけるそれはxが14点に、yは15点であった。アフターケアにおいても概ね同様の効果がみられた。

#### 5. 考察

本研究の結果、xとyの両名における飲酒習慣に一定の改善が図れた(ハームリダクション)。このような効果が図れた理由として、本研究の手続きがいわゆる自助グループや当事者団体への参加と同等以上の効果をもたらしたからと考えられる。すなわち、当事者間の相互作用といえる、ピアサポート効果である。

## 萌芽的研究報告部門

### 精神障害者の語る「地域」というメタファー

#### —Community Treatment Orders（強制的通院処遇）をめぐる文献研究から—

上智大学総合人間科学研究科 2年 濱田唯

上智大学 指導教員 岡知史 (248)

〔キーワード〕 精神障害者 強制的通院処遇 地域

#### 1. 研究目的

本研究は、Community Treatment Orders（以下、CTO）という強制通院処遇について、どのような研究があるのかをレビューすることである。さらに、それらの研究において患者自身の声がどのように分析されてきたのかを明らかにし、彼らにとって「地域」というものが何なのかを考察する。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究の視点は、患者自身から語られる CTO について理解を深めることである。方法は 4 つのデータベース (Academic Search Complete, MEDLINE, Criminal Justice Abstract, SocINDEX with Full Text) で論文を検索する。まずは“Community treatment order” and “review”と検索し、現在ある CTO についてのレビュー論文で、データベース中に本文が含まれているものを検索し、ヒットした 22 件のうち、本研究の目的に適し、しかも 6 件を分析対象とした。さらに“Community treatment order”, “patient” and “interview”と検索し、CTO を受けている患者に直接インタビューし、CTO の経験について語られている論文で、しかもデータベース中に本文が含まれているものを検索した。そしてヒットした 18 件のうち、重複するものを除いた 11 件を分析対象とした。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は文献レビューであるが、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」及び「研究倫理規定に基づくガイドライン」に基づき配慮した。

#### 4. 研究結果

上記の方法を用いて分析した結果、レビュー論文を分析することによって、CTO について以下のことが明らかになった。①再入院率、入院日数、地域サービス利用への効果は立証されていない(Maughan D et al., 2014)。②非ランダム化比較試験では相反する結果が報告され続けている。③死亡リスクは低減した。④急性期医療のアクセスは増加した。⑤暴力などのリスクは低減した。またレビュー論文では、CTO の効果を数値で表す研究が重視され、患者の声に着目しているものは無かった。

患者が語る CTO の経験についての論文のレビューでは、以下のことが明らかになった。①研究では、患者のみインタビューを行ったものはなく、インタビュー対象者には医師、ソーシャルワーカー等が含まれていた。②患者は否定的な体験を語る事が多く、たとえば、CTO が治療に関する決定に参加できていない、服薬を強制されている、自律性を侵害されているなど感じていた。③患者が語る肯定的な体験としては、Assertive Community Treatment (ACT)による生活への介入が入ることで、生活上の問題が解決されたことが示されていた(Stuen et al., 2015)。④患者の語りについては、患者の用いるメタファーに着目した研究があった (Lawn et al., 2019)。

#### 5. 考察

CTO について、効果が立証できない、または研究結果が相反するなどの報告が見られるが、それは CTO が国によって制度が異なることと受ける患者の性質も違うのが理由だと思われる。また CTO を受ける患者自身の声に着目した研究が増えていることは、患者の声が今後の CTO の方向性を作っていく可能性があることを示唆しているのではないか。今後の CTO の方向性を見るには、精神疾患を持つ患者が、病院ではなく地域で治療を受けることを、どのように理解しているかを明らかにする必要がある。本研究では CTO という「強制通院処遇」というテーマに対しての患者の声を分析した文献を対象としたが、日本での研究の展開を行うためには、患者が「地域」というメタファーにどのような意味を見出しているかを追究する必要があるだろう。

#### 主な参考文献

- Lawn, S., Delany, T., Pulvirenti, M. et al. (2016). Examining the use of metaphors to understand the experience of community treatment orders for patients and mental health workers. *BMC Psychiatry* 16, 82. <https://doi.org/10.1186/s12888-016-0791-z>
- Maughan, D., Molodynski, A., Rugkåsa, J., & Burns, T. (2014). A systematic review of the effect of community treatment orders on service use. *Social psychiatry and psychiatric epidemiology*, 49(4), 651–663. <https://doi.org/10.1007/s00127-013-0781-0>
- Stuen, H. K., Rugkåsa, J., Landheim, A., & Wynn, R. (2015). Increased influence and collaboration: a qualitative study of patients' experiences of community treatment orders within an assertive community treatment setting. *BMC health services research*, 15, 409. <https://doi.org/10.1186/s12913-015-1083-x>

障害者作業所の制度化はいかにして進んだか  
—社会福祉基礎構造改革と障害者自立支援法における論理—

日本学術振興会特別研究員 PD/東京大学大学院 原田 玄機 (009041)

〔キーワード〕 障害者福祉、社会福祉政策、通所施設

## 1. 研究目的

障害者総合支援法下を生きる障害者にとって、通所サービスは重要である。「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」によれば、未成年を含む 65 歳未満の人のうち、「障害者通所サービスを利用」しているのは 22.5%である。手帳所持者別に「障害者通所サービスを利用」している割合を見ると、身体障害者手帳所持者が 12.0%、知的障害にあたる療育手帳が 43.3%、精神障害者保健福祉手帳が 26.9%となっており、とくに知的障害、ついで精神障害とされる人々にとって、大きな位置を占めていることがうかがえる。

このような状態を「通所施設中心生活」と表現する中根（2017）は、制度的要因が背景にあると考察している。ただ通所施設の多くは民間運動から生まれたもので、社会福祉法人となることが難しかったために長らく法外施設であった。これらの施設を制度内に組み込むような論理が構築されたからこそ、現在の生活が成立していると言える。そこで、本稿では 1990 年代以降、いかにして通所サービスが組み込まれたのかを明らかにする。

この分析は、単に作業所の制度化を明らかにするのみならず、2 つの意義がある。第 1 に、障害者分野における社会福祉基礎構造改革に関する理解に貢献しう。障害者福祉政策に関する研究は、主にホームヘルプサービスを念頭に研究された（岡部 2006 など）。また、広く福祉政治を議論する宮本（2008）は、障害者自立支援法をワークフェアとの関係で理解していた。総体として彼らは、費用負担のあり方がサービスの利用抑制を招くと批判的であった。しかし現実には、とくに通所サービスは拡大しており、単なるサービス抑制とは理解できないはずで、より整合的な理解が求められている。

第 2 に、職業リハビリテーション研究を中心に、通所サービス制度への批判がある（朝日 2011 など）。利用抑制に関する批判に加えて、労働者性を認める範囲を拡大すべきといった主張が展開されている。制度化過程における論理を抽出することで、今後の政策を構想するうえで必要な視座を提供しうると期待される。

## 2. 研究の視点および方法

社会福祉基礎構造改革以降の作業所の制度化過程は、2000 年の小規模通所授産施設の制度化、2005 年の障害者自立支援法が 2 つの画期であったと考えられる。そのため、この 2 つの画期に注目して分析する。

資料としては、厚生（労働）省の通知・審議会の資料、国会議事録のほか、全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会 調査・研究・研修委員会編（2001）『社会就労センター制度改革関係資料集』やきょうされん編（2002）といった作業所の制度化に関わった関係団体の資料を利用した。加えて、サービス抑制か拡大かという点がひとつの論点であるため、厚生（労働）省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」「社会福祉施設等調査」を利用して、経年の変化を観察する。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会「研究倫理規定」および「研究倫理規定にもとづくガイドライン」を確認したうえで、内容に留意してなされたものである。

## 4. 研究結果

小規模通所授産施設の制定過程においては、それ以前の社会福祉法人の設立要件の緩和が要点であり、資産要件や規模要件の引き下げが確認された。ここでは、それまでの制度の大枠を変更するのではなく、要件を緩和することで、法外施設の参入を促進させた。

この時期の利用状況を見ると、通所サービスの利用者・施設数はかなり増加したことが確認された。ただ小規模通所授産施設は、6年ほどで10倍近く増加したが、数自体は多くはなかった。障害者自立支援法以後は、さらに通所サービスの利用者数が増加する。供給主体別に見ると、社会福祉法人の数は多いものの、営利法人などの増加率が高い。

障害者自立支援法の制定過程においては、就労支援という枠組みのもとで議論が行われていたことが確認された。厚生労働省における審議会議事録によれば、労働が障害者にとって重要であること、身体障害・知的障害・精神障害という3障害で制度が分立している状態を整理すべきであること、就労ができる程度によって機能を分化させることといった問題意識が共有され、それにともなって労働能力の評価と、分化させた後の各事業所間での円滑な移行が必要であると認識されていた。一方で、労働、とくに企業での雇用が難しい人の存在は認識されているものの、彼らへの支援をどのようにするのかという中身については不明確であったように観察された。

## 5. 考察

小規模作業所は、小規模通所授産施設の制度化で法内施設数が増加した反面、社会福祉法人格取得を基本としており、まだ組み込まれていなかった事業所があったことも明らかであった。障害者自立支援法の成立に際して就労サービス等が再編されるなかで、小規模作業所がさらに制度内に組み込まれたことが確認された。

このことから、第1に、少なくとも通所サービスの利用状況に関して言えば、障害者分野における社会福祉基礎構造改革、とくに障害者自立支援法が福祉の抑制であるという単純な評価はできないと考えられる。

第2に、雇用労働を一方の極として、他方にはそれが難しい状態を想定して、労働からの距離で機能分化するという発想が、政府にも就労系の運動団体や研究者にも共有されていたと考えられる。このような直線的な軸による発想があると想定することで、障害者の福祉的就労の労働法適用に関する問題の見通しがよくなるだけでなく、むしろこのような発想自体を問いなおすことの重要性も示唆される。

ただし、前者のサービス利用に関しては、社会運動がいかなる重要性をもったかの検討が必要である。また、後者のような発想は、生活困窮者自立支援制度とも類似しており、今後は他分野との比較を行うことで、1990年代以降の社会福祉の変化を理解するという課題も提起された。

## 参考文献

朝日雅也（2011）「福祉的就労見直し提案の経緯」松井亮輔・岩田克彦編著『障害者の福祉的就労の現状と展望：働く権利と機会の拡大に向けて』中央法規出版、208-218／きょうされん編（2002）『小規模社会福祉法人通所授産施設開設のための総合ガイド：解説 Q&A 申請書記入例 関係法令通知』中央法規出版／宮本太郎（2008）『福祉政治：日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣／中根成寿（2017）「障害者福祉制度は障害者家族の親子関係をどのように変えたのか：障害者総合支援法制度利用状況の分析から」『家族社会学研究』29(1): 63-72／岡部耕典（2006）『障害者自立支援法とケアの自律：パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント』明石書店／全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会 調査・研究・研修委員会編（2001）『社会就労センター制度改革関係資料集』全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会

【謝辞】本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費：JSPS KAKENHI Grant Number JP20J01334）の成果の一部である。

部門：実践報告部門 樹の子クラブ(常磐大学大学院博士課程)・国際医療福祉大学 ○小幡知史・渡辺修宏

## 援助者が直面する療育におけるジレンマ

- 「治療的な生活環境に対する権利」に焦点を当てて-

国際医療福祉大学 渡辺修宏 (6034)

キーワード：療育, 治療的な生活環境に対する権利, ジレンマ

### 1. 研究目的

本研究の目的は、障害児支援、特に療育の実践場面に従事する援助者を対象とし、彼らが支援をする中で「治療的な生活環境に対する権利」についてどのように意識しているのか、どのような問題意識を抱いているのかを明らかにすることであった。

### 2. 研究の視点および方法

本研究は、徹底的行動主義を哲学的基盤とする行動分析学の視点から、分析と考察を行った。研究の方法は、療育の実践場面に従事する職員を対象とした半構造化面接によるインタビュー調査であった。インタビュー対象者は2名であった。対象者Aは放課後等デイサービス事業の創設期よりその事業にかかわり、現在は児童発達支援管理責任者として、援助実践と事業所の運営管理に関わる30代の男性であった。対象者Bは長らく障害者福祉や高齢者福祉にかかわってきたが、およそ1年前より放課後等デイサービスにも非常勤職員として従事していた。

半構造化面接で用いたインタビュー項目は、望月・富安(1998)の「効果的な行動的トリートメントを受ける権利」の中で述べられている「治療的な生活環境に対する権利」の項目であった。すなわち、対象者に対して、「治療的な生活環境に対する権利」を理解しているか、さらに、自身の実践の中でそれを実現できているか、もし実現できているならばその具体的な実践例について、実現できていないならば実現を阻害する要因について、問うた。

### 3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたり、日本社会福祉学会が定める「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に従って、プライバシーの保護などを徹底した。

### 4. 研究結果

インタビューの結果、対象者2名とも、「治療的な生活環境に対する権利」を理解しているものの、十分には実現できておらず、ジレンマを抱えていることが明らかとなった。また実現を阻害する要因としては、人的資源やリスクマネジメント、その他、援助者が直接操作することが容易ではない要因が挙げられていた。さらに対象者より、それらの阻害要因を除去することは難しいものの、日々の実践の中で「治療的な生活環境に対する権利」を実現するために試みている取り組みも語られた。

### 5. 考察

本研究の結果、放課後等デイサービスに従事する援助者が、「治療的な生活環境に対する権利」について理解し、それを自身の実践の中で実現したいと考えているにもかかわらず、それが複数の阻害要因によって達成できないというジレンマに陥っていることが明らかとなった。しかしそのジレンマを抱えながらもなお、現場の環境を変えようと奮闘する援助者の取り組みもまた明らかとなった。現状において阻害要因を除去するための具体的な手続きや、さらに、ジレンマに挑戦する援助者の取り組みを抽出しそれをエンパワメントする必要性等について論じた。

## 統合失調症者による妄想へのコーピングスキルの検討

国際医療福祉大学 渡辺修宏 (6034)

[キーワード] 統合失調症, 妄想, コーピング

## 1. 研究目的

近年、統合失調症を患った当事者自身に焦点をあて、彼らのコーピングスキルを促進する支援の有用性が論説されている。妄想に対するコーピングは、当事者主体で執り行えて、かつ、生活場面において無理なく実践できる方法であることが望ましい。そこで本研究は、以上の条件をふまえて、妄想がもたらす悪影響の軽減を企図した統合失調症者自身によるコーピングが、その者の妄想出現頻度、持続時間、妄想内容等に与える効果について検討することを目的とした。

## 2. 研究の視点および方法

参加者は、統合失調症を患い妄想に悩む20代の女性Aであった。本研究は、2020年12月から翌年9月までのおよそ10ヶ月間に渡って実施され、ベースライン期（以下、BL期）を経て3種類の介入を実施した。「セルフチェックシート①②（以下、シート①②）」を導入し、妄想が出現しやすい時間帯において「タイムサンプリング法」で妄想の状態を記録した。シート②の記録をもとに、Aと研究者らが協議して考案した9つのアクティビティの中からA自身が任意で選んでそれ（基本的に1つ）を行うという手続きを実施することとした。本研究は、1) 妄想の出現ないしその予兆に対するアクティビティの選定、2) 選んだアクティビティの実施、そしてそれらの記録を含む一連の手続きを、「コーピング」と捉えた。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会が定める「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に従って、Aが利用する共同生活援助・生活介護事業所Xの施設長、生活支援員、サービス管理責任者、そしてAとAの家族に対し、研究におけるプライバシーの保護、研究手続きと目的を説明し、参加協力の同意を得た。また、彼らに対していつでも研究参加を辞退できる旨も伝え、事業所XとA自身の権利の保障に努めた。

## 4. 研究結果

妄想の日毎出現率は、BL期に比べて介入I期では減少し、介入II期では上昇傾向を示した。そして介入III期では、再び減少した。アクティビティの選択結果の内訳をみると、主にパソコンを使用する内容が選択されやすい傾向がみられた。なお、アクティビティ選択総数は130であり、一日あたりの平均アクティビティ選択数は、0.67回であった。

## 5. 考察

統合失調症者自身による、妄想予兆ないし妄想出現時のコーピングとしてのアクティビティの選択と実施によって、妄想は低減した。Aは、妄想低減のみならず、以前より妄想出現の予測ができるようになり、また、自分自身の思考や行動のパターンを自己覚知できるようになったと、本研究の手続きを好意的に評価した。支援者側も、Aの妄想出現の低減はもちろん、Xに笑顔が増えて積極的な姿勢がみられるようになったと評価し、Aを援助する支援者側にもポジティブな副次効果があったと認めた。

## 萌芽的研究報告部門

### 1920年代の自己決定概念に関する研究 バイステックとシュヴァイニッツの文献に着目して

○神奈川県立保健福祉大学 打越 友実 (009370)

東海大学 小林 理 (3505)

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

[キーワード] 自己決定, バイステック, シュヴァイニッツ

#### 1. 研究目的

バイステックは、彼の博士論文において、1920年から1950年までの30年間に発行された自己決定に関する文献を収集・分析し、「自己決定の原則」を定義した。本研究では、「自己決定の原則」の定義内容に対して各年代の理論が与えた影響を探るため、定義策定過程を分析することとし、その第一段階として1920年代に焦点を当てる。本研究の目的は、Biestek(1951)が重視したSchweinitz(1924)の自己決定に関する論述と、「自己決定の原則」との関連性について分析することである。

#### 2. 研究の視点及び方法

本研究は、Biestek(1951)に関する文献研究である。Biestek(1951)が1920年代の自己決定概念を分析した第1章において、最も引用回数が多いSchweinitz(1924)の論述に着目した。さらにその章の中で、専門用語として確立されていなかった「自己決定」に通ずる用語や、実践へ適用する際の課題について示されている第1節「自己決定概念を示す表現」、第6節「原則の適用にあたっての困難や問題」を検討対象とした。

#### 3. 倫理的配慮

「一般財団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」の規定に沿って実施する。

#### 4. 研究結果

バイステックは、第1節においてクライアントの自由を示す用語を5つ挙げており、シュヴァイニッツの論述についてClient responsibility for plan-making, Self-expressionの2カ所で引用している(Biestek 1951:9-12)。そこで、人間は、混乱した状態であっても自己表現への本能を失うことはないと論じられており、クライアント自身が計画を策定することの必要性が述べられている(Schweinitz 1924:140)。また、第6節では、不健全な選択を希望する、もしくは依存傾向のあるクライアントへの対応が示されており、失敗を含む本人の「経験」が重視されていたことがわかった(Biestek 1951:22-25, Schweinitz 1924:148-161)。

#### 5. 考察

シュヴァイニッツは、「支援を受けながらも、クライアントが自分自身で決定すること」の必要性を論じており、1920年代の時点で「自己決定の原則」の基盤となる考え方が存在していたことが確認された。また、当時、クライアントが納得するまで「経験」することの重要性について述べられていた。バイステックが提唱した「自己決定の原則」に、「クライアントが自分のペースで問題を解決できるよう支援する」ワーカーの役割が明記されていることから、1920年代に重視されていた姿勢が定義内容に反映されている可能性について示した(Biestek 1951:199)。

#### 6. 引用文献

- 1) Biestek, F.P. (1951) The Principle of Client Self-Determination in Social Casework, Catholic University of America Press.
- 2) Karl de Schweinitz (1924) The Art of Helping People Out of Trouble, Boston and New York, Houghton Mifflin Co.



## 萌芽的研究報告部門

### 社会的養護における人材育成に関する研究

—A県における児童相談所および社会的養護施設専門職の研修環境を中心に—

○東海大学 小林 理 (3505)

神奈川県立保健福祉大学 打越 友実 (9370)

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

[キーワード] 社会的養護、人材育成、職場環境

#### 1. 研究目的

本研究は、社会的養護分野の児童養護施設等の施設と児童相談所における常勤専門職の専門性と研修環境の自己評価を通じ実態を把握し、人材育成の課題を考察することを目的とした。

#### 2. 研究の視点及び方法

方法は、A県の社会的養護分野の機関および施設を対象として、無記名自記式構造化調査票を用いた調査を実施した。分析は、人材育成の課題について、児童相談所とその他の施設系種別の違いに焦点を当てながら、①専門性の自己評価、②スーパービジョン等の研修環境の現状についての回答結果を統計的に解析した。調査結果は、正規分布している場合に平均値と標準偏差を用い、正規分布しない場合は中央値を用いた。相関係数は、スピアマンの順位相関係数を用いた。

#### 3. 倫理的配慮

倫理的配慮として、本研究は「一般財団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」等の規程に沿って調査協力者への強制力等の負担を最大限に軽減することに配慮して実施した。研究倫理審査は、本研究全体の主任研究の所属大学倫理審査委員会で承認を得た（承認番号：保大第10-54）。あわせて報告者の所属大学で利益相反に関する審査を受け承認を得た（承認番号：第16-116）。

#### 4. 研究結果

【基本属性等】回収した調査票は766票（回収率35.5%）。有効回答は765票（有効回答率35.1%）であった。回答者の所属する施設機関種別は、乳児院131(17.2%、以下カッコ内は%)、児童養護施設250(32.8)、母子生活支援施設69(9.0)、児童自立支援施設20(2.6)、情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）33(4.3)、自立援助ホーム2(0.3)、児童相談所（一時保護所以外）157(20.6)、児童相談所（一時保護所）101(13.2)である。性別は、女(63.9)、男(36.1)である。年齢は、20代(29.1)、30代(25.8)、40代(23.6)、50代(17.6)、60代(3.6)、70代(0.4)、である。職種は保育士(28.3)、児童指導員(19.7)、児童福祉司(15.5)、心理職(9.6)、看護師(4.2)、母子支援員(3.7)、専門相談員(3.6)、栄養職(2.0)、児童自立支援専門員(2.0)、少年指導員(1.8)、児童生活支援員(1.7)、心理職(1.1)、その他(6.8)である。最終学歴は、大学(53.7)、専門学校(17.8)、短期大学(15.1)、大学院(10.7)、高校(0.8)、その他(2.0)である。また勤務経験年数は、平均値7.08年、中央値4.83年であった。

専門性の形成の状況や職場環境の課題をみていくために、専門職の属性として、年齢と経年数に着目し、グループ化して集計（中央値）を行った。研修環境の自己評価で経験年数3～5年の群と5年以上の群に違いが出ていることに着目し、5年前後の違いをみるために5年で経験年数カテゴリーを分けて分析を行った。「～35歳（経験～5年）」「～35歳（経験 5年～）」「35～45歳（経験～5年）」「35～45歳（経験 5年～）」「45歳～（経験～5年）」「45歳～（経験5年～）」の6群に区分した。

#### 5. 考察

基礎的専門性も応用的専門性も経験や年齢が上がるにつれて、点数が上がっていく傾向を示しているが、「35～45歳（経験～5年）」の群で、他の群に比べて、点数が低くなる傾向がみられている。この群は、年齢では若手よりも上であるが、経験年数が少なく、中途採用でこの現場に入ってきている者が多いことが想定される。専門性の形成において、この中途採用を多く含むと考えられる群の特性に注意して、研修環境や人材育成の対応をしていく必要性が示唆される。

「職場内SV」について、児童相談所は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護所に比べて有意に点数が高かった。

## 萌芽的研究報告部門

### 社会的養護における研修に関する研究

#### 「特別養子縁組養親研修」と「社会的養護専門職研修」との比較を中心として

○神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

東海大学 小林 理 (3505)

横浜市役所 赤木 拓人 (9134)

神奈川県立保健福祉大学 打越 友実 (9377)

〔キーワード〕 特別養子縁組, 社会的養護, 研修

#### 1. 研究目的

「特別養子縁組を目指す養親候補者」への研修も「社会的養護分野における専門職」への研修も、児童の最善の利益をめざすことに必要なことである。本研究は、両者のあるべき研修内容の特徴について比較検討することで、当該領域における研修のあり方についてより深く研究を進めることを目的としている。

#### 2. 研究の視点及び方法

報告者らは、<研究1>平成27年厚生労働科学研究「里親認定に係る研修に関する研究」(H27-特別-指定-037、研究代表者 新保幸男)において「特別養子縁組を目指す養親候補者」に対する研修のあり方を研究し、<研究2>平成28年厚生労働科学研究「社会的養護における人材育成等の課題に対する研究」(H28-政策-指定、平成28年度から平成30年度、研究代表者 新保幸男)において「児童相談所、乳児院、児童養護施設、母子生活施設などの専門職」に対する研修のあり方を研究してきた。2つの研究と並行して、それぞれの研修について、研修講師としてその実務を行うと共に、それらの研修実施後に振り返りを継続してきた。それらを振り返り、「児童の最善の利益」の視点から、社会的養護分野における研修のあり方についてより深く研究を進めることを目的としている。

#### 3. 倫理的配慮

<研究1>については神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査委員会の承認(保大第25-61)を得た上で実施した。<研究2>については神奈川県立保健福祉大学研究倫理委員会による承認(保大第29-57)と神奈川県立保健福祉大学研究倫理委員会による承認(保大第25-20)を得た上で実施した。また、「一般財団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」の規定に沿って倫理的な配慮を行う。

#### 4. 研究結果

異なる点としては、専門職研修においては、「小規模化」「スーパーバイザー」などの勤務態勢・専門職養成についての視点が盛り込まれた。一方、「特別養子縁組を行う養親候補者への研修」については、養子の実父母との関係、養子にとっての10歳時点・20歳時点などについての事項が重要な研修事項であるとされた。

共通点としては①「児童の最善の利益」をどう実現するのかという視点、②対象となる児童の「過去」「現在」「未来」の関連を意識して組み立てる視点、③少し先を意識して自己決定を支援していく必要があるという視点の必要性が共通して指摘された。

#### 5. 考察

特別養子縁組における養親は専門職ではない。養子縁組成立後は戸籍上の親になる。一方、社会的養護分野の専門職は実親でも養親でもなく当該領域の専門職である。両者に共通する研修事項として、①「児童の最善の利益」、②対象となる児童の「過去」「現在」「未来」の関連を意識して組み立てる視点、③少し先を意識して自己決定を支援していく必要があるという視点の必要性などを挙げることはできたが、それらをどのようにして研修に盛り込むのかについては、両者の研修内容を比較しつつ、更なる検討が必要であると思われる。